

調査報告 当部新収水谷川家旧蔵本について

池和田 有紀

はじめに——水谷川家と水谷川本

書陵部は近年、水谷川家旧蔵本（以下、水谷川本と称する）二五部八二点を新たに収藏した。平成十五年に一括購入し、以来、修補および調査を進めている。小稿はその調査報告として、まず、史料群としての全体像と性格、伝来などについて紹介し、さらに特筆すべき幾つかのものを個別に取り上げ、考察を加えるものである。

新収本がかつて水谷川家に蔵されたものであったことは、購入当時、一つずつに「水」を印字したラベルが貼られていた点、また、幾つかは木製の箱入りであったが、箱蓋の側面に、「水谷川家蔵書」の円朱印を捺した紙が貼付されていた点などから明らかである。

水谷川家は、南都興福寺一乗院の門主応昭（近衛忠熙の息男）が、明治維新以後、勅命により還俗し、水谷川忠起と改めた時に始まる。従って、水谷川家の蔵書とは、多くは一乗院に伝來したものと指す。

興福寺は、藤原氏の氏寺にして、中世には大和国を実質的に支配した大寺であつた。その特徴の一つに、一乗院と大乗院という二つの院家が、寺組織

を卓越した存在であつたことが知られる。鎌倉中期以降、両門跡の院主には、摂関家である近衛家と九条家の子弟がそれぞれ入った。五摂家分立以降、摂関家同士の対抗意識は顕著なものとなっていたが、当該期の公家政権内部における争いが、氏寺である興福寺内部にも反映された。一乗院・大乗院の両勢力は、時に対立する存在で、最盛期には、一〇〇を越すといわれた諸院家を分属させており、両門主はその地位の高さを誇つた。

また、江戸時代になると、門主には親王や官家の子弟が入るようになつた。一乗院の場合、最後の門主水谷川忠起が近衛忠熙の息であつた以外は、江戸期を通じて、すべて皇族を出自とする⁽¹⁾。

このように長きにわたり勢力を保つた両院家には、中世から近世にかけて膨大な文書・典籍類が集積されたであろう。実際、大乗院については、中世の門主の日記をはじめ、多くの文書類などが現存している。ところがそれに比べ、一乗院に関する記録はごく僅かである⁽²⁾。

このうち、水谷川家旧蔵本については、東京帝国大学史料編纂所が作成した「水谷川忠暦氏寄託書目録」⁽³⁾がよく知られている。寄託解除後には所々に分蔵されたそれらの多くは、天理大学附属天理図書館に所蔵され、『天理図書館稀書目録』和漢書之部第三によつて確認することができる。しかし、今

回当部に収められた分は、右の目録類の中には見あたらず、これまであまり知られてこなかつたものであろう。

ちなみに当部が従来所蔵する水谷川本には、『神皇正統記』一冊（上巻、五〇九—一〇二）『園太曆』三三冊（二五二—二五五）などがあり（いずれも購入）、このほかに当部所蔵ではないが、御物の『伊都内親王願文』が、明治期に水谷川家から皇室に献納された優品として、夙に有名である。⁽⁶⁾さて、当部新取水谷川本の内訳は次のようである。全二五部のうち、一乗院伝来と見なされるのは、樂書二〇部とその他の二部、このほか、近年になつて水谷川家に入ったと思しき阿野家旧蔵本が三部ほどある。卷末に、全ての書名および概要を一覧表にしており、参照されたい。

一乗院伝来本

- 当部新取水谷川本
 - 一乗院伝来本
 - 樂書（二〇部六二点）
 - その他（二部五点）
 - 阿野家伝来本（三部一五点）

一乗院伝来本の大半を占める樂書は、形状および内容が大きく二分される。一つは、様々な樂譜の写しで、冊子や折帖に装幀されるものである。殆ど奥書や識語を持たない近世の写本であるが、中には中世に遡るものも含まれる。これに対し、もう一つは、切紙・折紙に書き付けられた譜の断片や覚え書きの類である。後に詳述するように、これらは靈元天皇の皇子であった門主尊賞法親王（一六九九—一七四六）の手に成ると考えられる。摺闇家や皇族出身の歴代門主が音楽を嗜んだことは想像に難くなく、特に

江戸時代後期には、代々琵琶を伝習した伏見宮家からも子弟が門主となつた。従つて、これら樂書は、中世から近世の歴代門主により漸次集積された可能性がある。しかし、ある程度まとまつて入つたのは、やはり尊賞法親王の時であろう。靈元天皇の『御遺物御配御目録』⁽⁷⁾に、「一乗院殿」への分として「蘆声抄 一箱」「鳳笙譜 一箱」「琵琶譜 一」「大家龍笛要錄譜 一」などが見えており、一覧表に挙げた幾つかの書名に合致する。目録にはそれぞれの書誌や内容についての記載が無いため、断定はできないが、おそらくこれらは靈元天皇から尊賞法親王に譲られたものであろう。

ところで、表にある通り、いずれも室町期の写本とみられる『蘆声抄（仮名譜）』『琵琶譜』『秦箏譜』には、第一紙目に「麟」字と推測される方形の朱印が捺される（図版参照）。他に類を見ないが、二・九cm×二・四cmという大きさや、字などから、あるいは一乗院門主印かも知れず、今後の究明が待たれる。



『琵琶譜』印記部分

さて、以下では、水谷川本のうち特に注目すべきものについて、それぞれ章を改めて紹介してゆきたい。まず樂書では、最も古い書写奥書（延徳三年）を持ち、『御遺物御配御目録』にも見える『鳳笙譜』の内容と成立過程について考察し（一）、次いで、覚書類と尊賞法親王について詳述する（二）。更に、樂書以外のものとして、特に『三会定一記』を取り上げる（三）。該本は三冊本ながら、広橋兼秀の自筆原本とみられ、現興福寺所蔵の一冊本と一体をなすものである。これまで原本の存在についてはあまり知ら

れておらず、その相伝過程についても検討する。そして最後に、阿野家旧蔵本について紹介する（四）。

一 凤笙譜

（一） 豊原繁秋とその周辺

『鳳笙譜』は全三冊の折帖で、雲紙の表紙に「鳳笙譜平調盤涉調」（貼題箋）な
どのように記される。⁽⁸⁾ 内容は、第一冊が平調・盤涉調、第二冊が壱越調・双
調、第三冊が黄鐘調・太食調の各曲の笙の譜で、第一冊の奥書には、次のよ
うにある。

右此譜依ニ勅定ニ加ニ校一拍子以下直ニ之畢、但猶可ニ有意失ニ者歟、
延徳三年九月日 繁秋（花押）
（四九二）

同文の奥書は第二冊・第三冊にもあり、日付はそれぞれ十月日、十二月日
となつていて。豊原繁秋（一四五〇—一五〇一）は、後土御門・後柏原天皇の笙の師
範となつた樂人であった。

笙を職掌とする豊原氏は、南北朝期以降、樂家としての地位をにわかに浮
上させた。足利尊氏以来、將軍家において笙の教習が好まれ、また後光嚴天
皇以降の歴代天皇も、笙を学ぶようになつたからである。後光嚴天皇が笙を
始めた理由には、武家の影響や、非長子ながら即位したことから、それまで
の天皇が携わってきた琵琶を憚つた、などの見方がある。⁽⁹⁾ いざにせよ豊原

氏は、天皇や室町殿の師範として重用され、以後、戦国期にかけて、地下樂
人全体の統率者としての地歩を築いた。⁽¹⁰⁾ たとえば、文明九年（一四七七）、勝仁
親王（後柏原天皇）の笙始に際し、その師範となつた繁秋の父縁秋は、「御
師範雅樂頭豊原縁秋朝臣也、（後花園）（後土御門）旧院、（後花園）（後土御門）當今御師範」⁽¹¹⁾ と、三代にわたる禁裏の
師範を務めた。そして、その功により、地下樂人ながら上階を望んだことで
も知られている。⁽¹²⁾

結局、縁秋は望みを達しないまま文明十四年（一四八三）に没したが、父以上
に禁裏周辺において活躍したのが繁秋であつた。繁秋が、初めて後土御門天
皇に笙を教えたのは、延徳三年（一四九二）のことである。それは、「お湯殿上
日記」同年二月廿六日条に、「しげ秋御けるこはじめてまいる」と見えてい
るからで、また「実隆公記」同日条によれば、具体的には、「於ニ小御所北面」
被^レ遊^ニ音樂、目録七也、平調、内々御稽古也」というものであつた。

水谷川本『鳳笙譜』の奥書が記されたのは、ちょうどそれから約半年後に
ある。⁽¹³⁾ 奥書にある「勅定」とは、後土御門天皇のそれであろう。天皇は熱
心に笙に取り組んでおり、翌延徳四年六月六日に、禁裏における、勝仁親王
を交えた盛大な音樂の会では、みずから「新羅陵王急」を演奏した。ちなみに
に「山科家礼記」は、この会を、「禁裏御樂灌頂」によるものとするが、實
際に天皇が笙の灌頂に至つたのは明応二年（一四九三）九月のことであり、少な
くとも笙の灌頂ではあるまい。

繁秋が禁裏から厚い信頼を寄せられたことは、笙の灌頂に際し師範を務め
たことや、繁秋没後である文亀四年（一四九四）四月の後柏原天皇女房奉書に、
「しげ秋のあそんなり候へハ、いよ／＼かく道の事、わかき物とも正た
いも候ましきと、なけきおほしめし候」とあることから窺える。この女房奉

書は山科言国に充てたもので、樂奉行であつた言国は、かねてより繁秋と昵懇であつた。従つて繁秋の事跡は、「言国卿記」や「山科家札記」などに詳しい。とくに明応二年の灌頂については、言国の編になる「明応二年鳳管灌頂記」⁽¹⁶⁾のほか、それを補完する、「言国卿記」の別記「明応二年九月御灌頂御申沙汰記」⁽¹⁷⁾などがあり、師範としての繁秋の行動を知ることができる。

(二) 裏書

ところで、水谷川本『鳳笙譜』は、単に譜のみを写したものではない。注目されるのは、第一冊にみえる、裏書である。第一冊は平調・盤渉調の譜であるが、各曲の裏面に、その曲に関する注記と、年月日および「申入之」という文言が記されている。例えば、「平調々子」の裏書は次のようである。

永和二年九月四日申入之、此調子ヲハ春ノ風ニ柳ノタヲレタルカコト
ク可レ吹レ之ナリ、調子之中ヨリ舞ノ入時吹出事、当家ヨリ外他流ニハナシ、可レ秘レ之、々々々、

このよ、うな、奏法に関する注意事項や、管絃と舞楽の場合の吹様・他の楽器との合わせ方などを記した裏書は、全三十曲分に及ぶ。次の表は、その三十分を、「申入」された年月日順に並べ替えたものである。いずれも永和元年から二年にかかることが判明する。

「申入」の用例を、他の記録を探してみると、たとえば『応永年中樂方記』⁽¹⁸⁾

応永十五年八月廿九日条に、

一、禁裏（後小松天皇）両只拍子御伝授、定秋（豊原）申入也、

同八月廿八日禁裏御笙始也、信秋參進御前、着座（中略）、次英秋着座、（信秋座末也、用円座、信秋手不^ミ合期間、次中御門宰相殿氣^ヨ色信秋、其時信秋為代官^ニ所作也）次中御門宰相殿氣^ヨ色信秋、其時信秋又氣^ヨ色英秋之後、吹^ニ平調音取^一、太子丸、次吹^ニ万歳樂^一句拍子、始^ニ次主上取^ニ御笙^一御、万歳樂同三句被^レ遊^レ之、

『鳳笙譜』第一 裏書（年月日順）

表書の曲順	調子	曲名	年	月日
9	平	五常樂急	永和1	12月21日
2	平	三台急	永和1	12月28日
13	平	勇勝急	永和2	1月28日
5	平	皇慶急	永和2	2月6日
6	平	甘州	永和2	2月6日
16	平	林歌	永和2	2月10日
11	平	陪臤	永和2	2月13日
30	盤	千秋樂	永和2	2月13日
21	盤	蘇合急	永和2	2月18日
29	盤	越殿樂	永和2	2月18日
23	盤	青海波	永和2	2月21日
28	盤	白柱	永和2	2月22日
3	平	万歳樂只拍子	永和2	2月28日
26	盤	採桑老只拍子	永和2	2月28日
17	盤	蘇合序	永和2	3月2日
8	平	五常樂破	永和2	3月4日
10	平	迴忽	永和2	3月4日
14	平	鶴德	永和2	3月7日
18	盤	蘇合三帖	永和2	3月11日
24	盤	輪台	永和2	3月29日
20	盤	蘇合破	永和2	4月4日
27	盤	竹林樂	永和2	4月4日
15	平	王昭君	永和2	4月8日
4	平	万歳樂樂拍子	永和2	4月7月19日
19	盤	蘇合五帖	永和2	7月21日
1	平	平調調子	永和2	9月4日
7	平	五常樂序	永和2	10月2日
12	平	扶南	永和2	10月3日
22	盤	万秋樂破	永和2	11月18日
25	盤	宗明樂只拍子	永和2	11月25日

次のように語られる。

後円融天皇の笙始の師範は豊原信秋であつたが、信秋の手の代わりを務めた実質上の師範は信秋の甥英秋であつた。即ち、「申入」の主体は信秋もしくは英秋で、『鳳笙譜』第一冊目の裏書は、笙始後の後円融天皇に、「申入」された曲についての記録と考えられないだろうか。後に後土御門天皇に教えはじめた繁秋がそれを書写したのも、天皇の稽古の先例が記されているからであろう。そして、そのように解釈すると、右の表は、初学の後円融天皇の、稽古の過程を示したものということができる。

後円融天皇の笙の稽古については、じつは不明な点が多い。例えば、永和元年に笙始を行なつてゐるにも拘らず、康暦三年（二三八）の初度の御遊では笙ではなく笛を吹き⁽¹⁹⁾、その後の御遊でも奏したのは常に笛であつた。足利義満の進言により、翌永徳二年（二三九）には万歳樂の曲を習得するが、結局、灌頂には至つていない。後円融天皇と義満との確執、とくに天皇の義満に対する抵抗意識については夙に言及されるところであるが、笙をめぐる両者の微妙な関係についても、既に幾つかの指摘がなされている。足利家では尊氏以来、笙を習うのが慣例であり、義満も康暦元年二月九日に笙始を行なつた。⁽²²⁾ それは後円融天皇の笙始から四年後のことと、同じ信秋を師範とする。ところが義満は約二年後の永徳元年八月十七日に早くも灌頂（秘曲陵王荒序の伝受）に到達し、その上で翌年、天皇に笙の稽古の再開を申し入れたのである。坂本麻実子氏によれば、義満は、笙によつて自身が天皇より上位にあることを見せつけたとも、また天皇の稽古の中斷は、義満と豊原氏との間に何らかの申し合せがあつたかもしれないとも推察されている。⁽²³⁾ しかし、後円融天皇の笙のブランクについては、天皇自身の日記において、

和歌講了即可、有御遊、（中略）笙予・准后、（中略）律之時笙音頭予与奪准后⁽²⁴⁾了、呂律歌樂音声不^レ惡歟、但予調子之時有^ニ失念事等、兼存儲了、近年更無^ニ樂沙汰^ニ之間打置、是予成^ニ病体^ニ之故也、今度可^ニ再興之處、英秋昼夜召^ヨ置武亭^ニ之間、不能^ニ參仕、仍廢學身、猶無^ニ失念^ニ者也、

永徳四年十一月三日、義満を交えた御遊が行なわれ、天皇は笙を吹いた。

ところが「失念事等」の出来により笙の役を義満に譲つた天皇は、その理由として、病により稽古を擲つていたこと、近年再開したものの師の英秋は義満の稽古につききりで、禁裏への参仕が疎かになつていていたことを挙げている。義満に、坂本氏のいわれるような、天皇よりも優位に立とうとする意図があつたかどうかは明らかでないが、「英秋昼夜召^ヨ置武亭^ニ」という表現から、天皇が笙の教習の面で、義満や豊原氏に対し不満を抱いていたことは看取される。

一方で、この天皇の述懐が本当であれば、病による稽古の取りやめという面も見過ごしがたい。永和元年に笙始を行なつた天皇が、かなり頻繁に曲を習つていたことは、表から明らかである。ところが『鳳笙譜』の裏書は、永和二年十一月廿五日の宗明樂只拍子を最後としている。以下は推測になるが、稽古の中斷が、この時からであるとすれば、『後愚昧記』にみる、翌永和三年正月五日条の「旧冬、主上御惱、喉痺」という部分が関連するのではないか。それは天皇の病を診察した医師への恩賞について述べた部分であるが、後円融天皇自身のいう「病体」は、具体的には喉の患いであつた可能性があろう。

笙の吹奏は、喉に負担をかけるものであつたかもしぬれど、それにより天皇は、笙から遠ざかっていったのかもしぬれない。

以上、水谷川本『鳳笙譜』とは、曲譜の他に、豊原氏による後円融天皇への稽古の記録と思しき裏書があることが判明した。書写者である繁秋は、直前に後土御門天皇の師範となつており、本譜は、先祖が天皇に曲を伝授した先例として、必要とされたと考える。繁秋はこのほかにも、父縁秋が後花園天皇の灌頂の師範を務めた時の記録や、「後光嚴院・後小松院・後花園院御灌頂年月書」⁽²⁶⁾などを遺している。いずれも、天皇の師範として参照の用に備えたものであろう。

なお、最後に、『鳳笙譜』第一冊のうち、万秋樂破の譜にある、三ヶ所の貼紙について触れておきたい。いずれも譜の一部分を覆うように貼られており、貼り紙に、それぞれ「妙」「南無釈」「南無弥」という経句が記される。該当する部分が秘伝であるために隠したものであろうか。しかし曲譜そのものの読解は筆者の能力を超えており、奏法や貼紙箇所の解釈などについては、今後の研究に委ねたい。

二 尊賞法親王関係書類

はじめに述べたように、水谷川本の楽書の中には、折紙・切紙などに書き付けられた楽譜や、それに関する覚え書きの類がある。『樂関係覚書類』(五点)『樂譜及び樂関係覚書類』(十八点)『笙及箏之譜』(二点)である。それぞれ包紙によつて括られ、(一)はその内訳の点数である。ただし、一点ずつをみてゆくと、括りを越えて互いに関連しあう内容を持ち、筆跡も似たものがある。従つて、これらの多くはほぼ同時期に、同一人によつて作られたものとみることができる。

例えれば、『笙及箏之譜』のうち「箏譜」(折紙一枚)の奥に、「右林歌輪説・夜半樂替手・太平樂輪説、享保八年癸卯九月十六日之夜、於里亭^(石井)前平宰相行康卿口伝、仍而注之」とみえる。また、『樂譜及び樂関係覚書類』のうちの「覚」(箏奏法等の覚)にも、「卯九月十六日夜於里亭^(石井)石井殿宰相口決了」とある。これらはいずれも、同じ人物が、享保八年九月十六日に石井行康から箏を習つた際、記したものであろう。では、その人物とは誰か。享保八年当時の一乘院門跡は、尊賞法親王(六九一~七四六)である。靈元天皇の皇子として元禄十二年(六九九)に誕生、同十五年二月に入室、宝永六年(七〇九)に親王宣下があり、その後得度している。⁽²⁷⁾尊賞法親王には、「一乘院門跡尊賞法親王日記」⁽²⁸⁾があるが、その内容から、法親王自身が樂器の演奏に深く携わっていたことが判明する。また、筆跡が近似することから、水谷川本樂書の折紙・切紙の多くは、法親王の手になる可能性が極めて高い。しかし残念ながら、日記は享保八年九月十六日の記事を欠いており、法親王と石井行康との箏をめぐる関わりを確認することはできない。

そこで、ほかに年号のある書き付けを探すと、『樂譜及樂関係覚書類』のうち「笙呼吸法等覚書」に、「^(七四六)享保十九年甲寅冬十月廿四日写之、從山村^(近任)借給了、但不知善惡、近内辻大膳權大夫面謁可正之也」とある。更に、『樂関係覚書類』の内の「笙奏法覚書」に、「寅霜月廿八日」とあるのも、同じく笙に関連することから、甲寅年である享保十九年の霜月二十八日に書き付けられたものと推察される。『笙奏法覚書』の内容は、「其後大膳來□□指南之事、如左」として、五常樂急・林歌・越殿樂・合歡塩などの曲の、奏

法に関する諸注意を書き留めたものであるが、ちょうど日記に同日の記事が存するので、次に挙げておこう。

〔十一月二十八日〕
今日辻大膳權大夫・同□主税・權助民部大輔召寄、音樂為稽古沙汰、

予笙初而合奏、鳥之笙也、（中略）初而合奏喜悅樂歟、平調音取・万歳樂・林歌・拔頭・合歛塩・越殿樂、壱越調音取・賀殿急・陵王破・胡飲酒破也、大略大夫諸般之指南之事共也、拔頭五反大略吹レ之、林歌等其外少々吹レ之、宜稽古也、

辻大膳權大夫とは、「笙呼吸法等覺書」にも見える辻近任（六十六、一七五七）²⁹で、「笙奏法覺書」の「大膳」も同一人物であろう。南都の楽人である辻家

が、一乘院門主である尊賞法親王の許に出入りし、笙を教えていたのである。この日法親王は、平調・壱越調の曲の幾つかを合奏したとあり、五常樂急・林歌・越殿樂・合歛塩など、曲目が「笙奏法覺書」に記されたものと一致する。そこで、これは稽古を終えた法親王が、備忘のために、教わったことを記したものと判明する。

以上から書き付けが殆ど尊賞法親王によるものとすれば、少なくとも法親王は笙と笙を学んでいたことになる。先に触れた、靈元天皇の「御遺物御配御目録」にみえるように、「鳳笙譜」などを譲与されたのは、法親王個人の音樂に対する造詣の深さからであろう。更に同目録によれば、「ひちりき」、「御ふえつ」、「一」など樂器も併せて譲られている。

江戸時代の一乘院門主の日記は比較的豊富に残されているが、あまり研究は進められていない。今回、門主による音樂の教習と水谷川本樂書の一部の

関係が明らかになつたように、院家に集積された藏書の性格を知る上で、日記から門跡個人の活動や生活を解明することは、今後とも必要であろう。尊賞法親王の後、一乘院には、喜久宮（伏見宮貞建親王の息）や尊誠・尊経法親王（貞敬親王息、光格天皇・仁孝天皇の猶子として入室）など、琵琶の家で知られる伏見宮家からも子弟が入つた。彼らもまた尊賞法親王のようになお器に親しんだ可能性があり、一乘院家における樂書の収集については、なお検討の余地が残されている。

三 三会定一記

（二）概要

『三会定一記』は、興福寺維摩会において講師・堅義・探題など諸役を勤めた僧の名を、承和元年（八三四）から永禄七年（一五七四）に至るまで列記したものである。三会とは、興福寺維摩会・宮中御斎会・藥師寺最勝会の南都三会を指し、寺院社会においては、僧綱となるためにこれらの講師を歴任することが必要とされた。中でも興福寺維摩会は、その講師を勤めた者が次の二会にも引き続き補任される「二会定」が確立されたことにより、特に重視された。また、『三会定一記』には、僧名だけでなく、その年の維摩会に関連する諸事も記されることから、寺院社会を知る上で有用な史料であることはいうまでもない。

後述する如く、本書は永禄九年、広橋兼秀から子の兼深へと伝えられた。兼深は興福寺東北院の院主となつた人物で、永禄七年に維摩会講師を勤めている。本書の最末がその永禄七年の維摩会で終つてることから、もともと

興福寺にあつた古い維摩会の記録類を、兼秀が、子息のためにまとめ直し、書き継いだものとみられる。

翻刻は『大日本佛教全書』に収録され、解題によれば、「三会定一記四卷興福寺藏本、一本元一乘院宮門跡相伝、一本元大乘院門跡相伝³²」をその底本とする。このうち一乘院宮門跡相伝本とは、現興福寺所蔵の袋綴の四冊本で、表紙に、「三会定一記 一乘院藏」とあるものであろう。³³ 一説によれば、それこそが兼秀筆の『三会定一記』原本とされてきた。³⁴

ところが、当部新収水谷川本の『三会定一記』は、形状や識語等の筆跡からみて明らかにそれよりも古い。また、興福寺には、前記の四冊本のほかに、室町期の写本とされる一冊本が存在する。³⁵ そこで、双方を調査した結果、筆跡や体裁が全く同様で、興福寺の一冊本は、水谷川本三冊と一体をなすものであることが判明した。水谷川本の内容は、『三会定一記』第一（三会定一以前・承和元年～弘長三年）・第二（文永元年～文和二年）・第三（文和四年～応永二十九年）で、興福寺所蔵本はそれに続く第四（応永三十年～永禄七年）に相当する。

ところで、『三会定一記』全四冊には、各冊の表紙見返し部分に、次のような識語がある。

此三会定一記自_二広橋入道内大臣公_一書_二之給者也、

永禄九年丙寅三月 日 大僧都兼深

「広橋入道内大臣殿」は、広橋兼秀で、兼深の父にあたる。室町期以降、一乘院・大乘院を除く興福寺の他の主要な院家には、広橋家から子弟が入る

ことが多かつた³⁶。兼深は、兼継（広橋兼顯猪子、実父は町広光）の弟子として入室、『興福寺院家伝』によれば、永禄六年に二十歳で興福寺維摩会の大安寺分豎義を勤め、翌年に維摩会講師、天正十三年（天正）に興福寺別当となっている。

また、父の広橋兼秀は、公事や有職の研究に熱心な藏書家であった。南都との関係でいえば、興福寺光明院実暁の書写にかかるところで知られる天理図書館所蔵『二中歴』は、その奥書に、修南院光尊（兼秀の弟）の仲介により、兼秀が買得したものを、実暁が借りたとある。兼秀自身による朝儀関係の書写本も多く、国立歴史民俗博物館所蔵の広橋家旧蔵本の中に散見する。³⁸

水谷川本三冊と興福寺藏一冊本に記された兼深識語の部分と、それぞれの本文とは、別筆のようであり、とくに本文は、右のような兼秀の他の著作と比較すると、筆跡がよく似ている。そこで、この計四冊本こそが、広橋兼秀が記し、子息兼深に与えた原本と考えられるのである。

（二）相伝過程

さらに、各冊には、もう一つ、光深という人物の筆跡が残される。その筆跡が本文および兼深識語と明らかに異なることもまた、本書が原本であることの裏づけといえよう。具体的には、第一～第三冊の奥に「光深」と署名のみがあり、第四冊目に、次のような相伝奥書が記される。

右此四冊之記、兼祐離寺之砌散失、不慮_二広橋殿_一廻留在之處、大切之古記之旨被_レ及_二聞食_一条、予_{仁可}有_ニ受_レ与_一之由蒙_レ仰_一申請畢、誠寺物重宝可_レ備_ニ累代龟鏡_一者也、

正保三年暦三月 日 光深
(六四六)

南都東北院

三会定一記

相伝修南院

光深によれば、『三会定一記』四冊は、兼祐が寺を離れるときに失われ、広橋家に留め置かれていたのを、広橋兼賢の許可を得て相伝したという。兼祐とは、広橋兼勝の子で、兼深の次に東北院の院主となつた人物である。そして光深は、三条西実条の子で、広橋兼賢の猶子として寛永十二年(一六三五)に得度、興福寺修南院に入った。ただ、光深の入室以前、両院家の間には、次のような事情があつた。

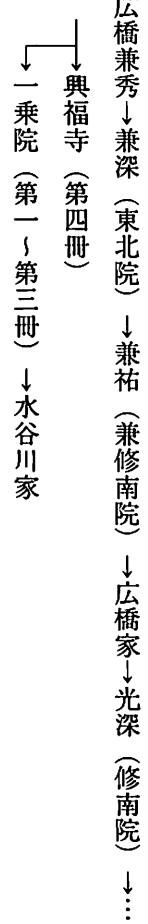
同(元和)三年三月四日、寺務職為御札^(光助)赴駿府^(江府)也、於帰路逝去、依無^(修南院)附弟、東北院主兼祐^(修南院)當院家兼帶、書籍・付物等悉彼院家渡之云々、自⁽⁴⁰⁾元和三年、光深得度至寛永十二年、其間九年、

以上、水谷川本および興福寺所蔵一冊本を原本と判断した上で、中世末から近世初頭にかけての該本の移動について考察してきた。その後、いかにして一冊が興福寺に入り、三冊が一乘院に渡ったのかは不明である。或いは当初は四冊とも興福寺に在つたのかも知れないが、現在のような状態がいつごろからであるのか定かではない。最後に、その伝えられた過程を整理しておこう。

元和三年(一六二七)三月四日、修南院の前任であつた光助(広橋兼勝の弟)が、江戸からの帰り、俄かに没した。ところが院家を相続する人物はおらず、東北院の兼祐が院主を兼帶した。その際、修南院の書籍類の多くが、東北院に渡つてしまつたといふ。

光深が修南院に入ったとき、その蔵書は僅かになつていたのであろう。広橋家に留め置かれた東北院旧蔵の『三会定一記』は、そうした実情を見かねた兼賢が、光深に与えたのではないだろうか。

そして、上記のような経緯を端的に物語るのが、『三会定一記』各冊の表紙である。



当部新収水谷川本のうち、一乘院伝来ではないものは、いずれも阿野家旧蔵本である。これらは、水谷川家と阿野家との姻戚関係によつて、戦後、水

谷川家にもたらされたと推測される⁽⁴¹⁾。ここでは特に、幕末の公卿阿野公誠に
関係する、『議奏阿野公誠役所日記』及び『阿野公誠宛書状類』について紹
介しよう。

阿野公誠（二八一八七九）は、実典の子で、『公卿補任』によれば、文政四年（一八三二）に叙爵、天保十四年（一八四三）に従四位下、侍従に任せられ、弘化二年（一八四五）従四位上、左近衛権少将を経て安政三年（一八五六）に左近衛中将に転じた。その後、文久二年（一八五二）十一月に参議に任じ、数日後に議奏となっている。

議奏とは、寛文三年（一六六三）頃定められた制度で、選ばれた数名の公家が、天皇に近侍し諸事を行なうというものである。はじめは養育係のようであつたが、次第に、「譲位・立儲の如き重事に関する諮問・内議を始めとして、朝廷の人事・制規その他大小の政務・事務の審議・決定に参画すると共にその言渡を掌り、又天皇の出御に陪侍し、奏上・宣下の任に当たり、諸奉行・番衆を総括し、表の諸殿舎を管理する等のこと」を行なう職務へと変化した。⁽⁴²⁾ 彼らは当番で参仕し、朝廷に関する主要な出来事を記録したが、それらは「議奏日次案」として良く知られる。⁽⁴³⁾

このよくな議奏による公的な日々の記録に対し、『議奏阿野公誠役所日記』は、議奏としての阿野公誠個人の動静が、第三者によって記されたものである。記したのはおそらくその家司で、四冊から成る記録期間は、公誠の議奏在任期間である文久二年十一月二十七日から同三年四月十六日に、ほぼ重なる。公的な日記を補完し、議奏の勤務状況を知ることのできる貴重な史料と言えよう。ちなみに公誠は、明治維新後も国政に参画、その具体的な活動については、『阿野公誠日記』（明治元年五月～同四年三月）⁽⁴⁵⁾がある。

ところで、公誠とほぼ同時期に、議奏となつた人物に、三条実美がいる。⁽⁴⁶⁾ 阿野家は三条家と親交があつた。『阿野公誠宛書状類』は、阿野公誠に宛てられた十通の書状で、その内訳は、三条西季知書状一通、三条実万書状七通、三条実美書状二通である。全て年未詳だが、特に実万・実美親子の書状は、内容から二つに分類することが出来る。一つは、阿野実允の名字に関すること、もう一つは、公誠の四位参議所望の件である。

嘉永三年（一八五九）に子息実允が誕生すると、公誠は三条実方に名付けを依頼した。実万から公誠への書状のうち、実允の名に關する内容のものは四通にのぼる。それによれば、名字の候補にはほかに実温・実数などが挙げられ、更に実允と決定後は、その読み方につき、両者の間で検討が重ねられている。読みは同時代の他の公卿と重複しないよう注意が払われ、サネアツ・サネコトなど複数の案があつたことが知られる。⁽⁴⁷⁾ 遺り取りは、実允の誕生直後から嘉永五年一月の叙爵前のことであろうか。

一方、嘉永元年に正四位下に叙された公誠は、参議を望み、そのことを三条家に打診していた。関連する実万の書状は二通あり、実美の書状一通もある。彼らは、時宜を待ち閑白鷹司政通や近衛忠熙などにも計らうよう公誠に返答している。公誠の任参議は文久二年であるため、書状はその間に遣わされたのであるが、実万の書状中に、学習院学頭のことが見えていることから、実際は公誠が学頭職に任じられた安政三年以降、実万が没する安政六年まで の間とするのが妥当であろう。

おわりに

以上、当部新収水谷川本のうち、特に注目すべきものを取り上げ、個々に考察を加えてきた。時代も史料としての種類も異なるが、いずれも当部新収水谷川本全体の性格を知る上で、ポイントとなるものである。

近年、蔵書群・文庫などの研究や、目録学などが盛んになりつつある。伝来が明らかに上に、内容的にもある程度のまとまりを持つ水谷川本について紹介する小稿が、今後の研究の発展の一助となれば幸いである。

【注】

- (1) 「水谷川家系譜家伝」(宮内庁書陵部所蔵、二七三一一)。
- (2) 興福寺とその院家旧蔵史料については、科研報告書「興福寺旧蔵史料の所蔵調査・目録作成および研究」(研究代表者 上島享氏 一二〇〇一年)を参照。
- (3) 東京大学史料編纂所蔵 (RSS四一〇〇一三六)。
- (4) 水谷川本が天理図書館に入った経緯は、反町茂雄氏「古書肆の思い出」(平凡社、一九九二年)に詳しい。
- (5) 天理大学出版部、一九六〇年。
- (6) 「皇室の至宝一〇 御物 書跡I」(毎日新聞社、一九九二年)などを参照。
- (7) 東山御文庫所蔵 (勅封番号一八四一七六)。
- (8) 管見の限りでは、本書を写したものに、京都大学附属図書館所蔵 (菊亭文庫寄託) の「鳳笙譜」(菊卷八七)がある。江戸時代の写しとみられ、「菊亭文庫藏書」印を持ち三巻から成る。裏書部分は裏ではなく第二巻目の上部に記載される。水谷川本を臨写したものであろう。江戸期の「菊亭文庫藏書目録」(専修大学図書館所蔵 第八函〇二一)に、「鳳管譜 繁時 三ノ」とあるのが、
- (9) 相馬万里子氏「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽」(書陵部紀要)四九号、一九九七年)、坂本麻実子氏「足利義満と笙」(小島美子・藤井知昭編「日本の音の文化」第一書房、一九九四年)、豊永聰美氏「後光厳天皇と音楽」(中世の天皇と音楽) (吉川弘文館、二〇〇六年)所収、初出は一九九八年)など。
- (10) 「言国卿記」文明十三年二月五日条、明応二年八月廿二日・廿三日条など。
- (11) 「親長卿記」文明九年十二月五日条。
- (12) 「親長卿記」文明十二年六月廿八日条。豊原縁秋については、三島曉子氏「豊原縁秋考」(武藏大学人文学会雑誌)二九一・二号、一九九七年)を参考。
- (13) なおこのほかに、「国書総目録」六、一八九頁に、
豊原繁秋鳳笙譜 一軸 延徳一年成立 豊家(自筆)
- という一巻が存する。未見であるが恐らくこれは、「樂道撰書」第七卷「豊氏本家藏書目録」(平出久雄氏編、一九四三年)に収録される、「豊原繁秋朝臣自筆笙譜」に相当するものであろう。それによれば該本は、折本から巻子に表紙を改めた形跡があり、仁和寺印が認められる。また内容は平調曲のみで、前欠・錯簡があるという。奥書には、「為左兵衛尉豊原衆秋書之畢、延徳二年三月日從四位下行近江守豊原朝臣繁秋(花押)^{前十六}」とあり、繁秋が、豊原衆秋のために、書写した譜であることが分かる。なお、「樂道撰書」は国立国会図書館本(七六八・二一G一六ウ)を閲覧した。
- (14) 「山科家礼記」延徳四年六月六日条。
- (15) この女房奉書については、福島和夫氏「文龜元年四月四日 後柏原天皇女房奉書と豊原家の人々」(東洋音楽研究)四六号、一九八一年)に詳しい。
- (16) 続群書類從十九輯上所収。

これに相当するか。ちなみに田中幸江氏「専修大学図書館蔵「菊亭文庫藏書目録」解題ならびに翻刻(一)・(三)」(専修国文)七六・七八、二〇〇五年六)によれば、目録は安永三年(一七七四)以降の作である。

(17) 宮内庁書陵部所蔵(四〇〇一一一)。明和七年写。永正五年の本奥書に、「右記、故山科中納言^(国)卿正筆豊原益秋見之、如^レ本馳^ニ禿筆、」とある。益秋は繁秋の甥にある。

(18) 宮内庁書陵部所蔵「教言卿記」別記(五一〇一二四)。当該部分は「大日本史料」第七編之十を参照。

(19) 国立歴史民俗博物館所蔵「御遊部類記」(高松宮家禁裏伝來本H一六〇〇一八四)康暦三年二月七日条。同記によれば、応安五年から康暦二年の間は「神木在洛」のため、御遊が行なわれなかつた。

(20) 「中殿御会部類記」(続群書類從十六所収)至徳元年(一三八四)十一月三日の三席御会において、「御遊、御所作御笙、先々雖為御笛、今度始而御笙、」とみえる。

(21) 「御遊部類記」永徳二年三月廿八日条に、「主上依武家申入可被遊御笙也、仍一昨日蘇合・万秋樂兩曲御伝受也、武家即參候云々、先規尤難有歟、」とある。「一昨日」二十六日の伝受については、「体源抄」十一上「禁裏御笙始代々御例」に見える。

(22) 「体源抄」十一上「將軍家御笙沙汰記」。

(23) 坂本氏「足利義満と笙」(→注9)。

(24) 東山御文庫所蔵「後円融院宸記」(勅封番号六七一五九一三)。翻刻は桃崎有一郎氏「後円融宸記」永徳元年・二年・四年記—翻刻・解題と後花園朝

の禁裏文庫について—(科研報告書『禁裏・宮家・公家文庫収藏古典籍のデジタル化による目録学的研究』(研究代表者田島公氏、二〇〇六年)所収)に挿つた。

(25) 東山御文庫所蔵「豊原繁秋禁裏御灌頂記」(勅封番号一五五一一一七)。長禄二年十二月十七日後花園天皇の笙灌頂の記録。

(26) 東山御文庫所蔵、一五五一三一一四。「繁秋上」とある。

(27) 「水谷川家系譜家伝」(→注1)。

(28) 東京大学史料編纂所所蔵、〇三七三一九。自筆原本。六五冊。「水谷川家

蔵書」円朱印あり。「東京大学史料編纂所報」三二号(一九九八年)彙報五二頁を参照。

(29) 「地下家伝」十一によれば、享保十九年二月二十日に大膳権大夫に任す。

(30) 東京大学史料編纂所に、「一乘院門跡入道真敬親王日記」二六冊(水谷川家旧蔵、自筆)がある(「東京大学史料編纂所所報」三三一、一九九八年)ほか、天理図書館にも蔵される。また大倉精神文化研究所に、「入道尊常親王御日記」「入道尊常親王御日記」などの複製本がある(「古文書古記録影写副本解題」(大倉精神文化研究所、一九四三年)「水谷川家日記」の項を参照)。

(31) たとえば、石川文化財団お茶の水図書館所蔵(成質堂文庫)「三会定一記抜書(外)断簡集録」は、鎌倉期写とされる、天福元年から文永九年に至る諒闇年における興福寺維摩会の記録である(但し第一紙目のみ)。確かに、「三会定一記」の記載と重なる部分があることから、近年の整理で右のような書名が付けられたと考えられるが、書写年代からみて、「三会定一記」のもとになつた記録類のうちの一つと推測される。

(32) 「仏書研究」九「興福寺叢書第一解題」(佐伯良謙氏執筆)(仏書研究刊行会、一九一五年)。

(33) 函架番号四六函一一。奈良国立文化財研究所編「興福寺典籍文書目録」二、七九〇八〇頁。この目録では、江戸時代中期の写本とする。

(34) 「日本史大事典」(平凡社、一九九三年)「三会定一記」の項(堀池春峰氏執筆)。

(35) 函架番号四十六函一一〇。「興福寺典籍文書目録」一、図版および七八九〇頁。なお、興福寺の御厚意により該本の借用が許可され、当部において影写本を作成した。

(36) 菊地勇次郎・石田祐一・橋本政宣氏「廣橋家史料について」(「東京大学史料編纂所報」一二、一九七八年)「廣橋家史料調査」(同)、一九七七年)、山本信吉氏「尊卑分脈の注記と三会定一記」(「新訂増補国史大系」月報六二、一九六七年)などを参照。なお当該期の廣橋家出身の院主を本稿に関係する限

りにおいて簡略に示すと左のようになる。【東】は東北院、【修】は修南院、
……は猶子)

廣橋兼顕——守光——兼秀——國光——兼勝——總光——兼賢——綏光

——兼繼【東】——光尊【修】——兼深【東】——光助【修】——兼祐【東】——修——光深【修】

(37) 大日本佛教全書「興福寺叢書 第二」(仏書刊行会編、初版一九一七年)

所収。

(38) 橋本義彦氏「「中歴」(附)「掌中歴」」「日本古代の儀礼と典籍」(青史出版、一九九九年)所収、初出は一九九八年。)

(39) 「四所以下任例」(H—六三—四—三)「除秘条々」(H—六三—四八六)など。国立歴史民俗博物館の館蔵史料データベース上での閲覧が可能である。

(40) 「興福寺院家伝」(→注37)修南院、光助の項。

(41) 霞会館華族家系大成編「平成新修旧華族家系大成」(吉川弘文館、一九九六年)阿野家・水谷川家の項。

(42) 武部敏夫氏「議奏日次案に就いて」(高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編「古記録の研究」続群書類從完成会、一九七〇年)。

(43) 議奏に関しては、前注の武部氏論文のほか、平井誠二「確立期の議奏について」(中央大学文学部紀要(史学科)三三号、一九八八年)、仙波ひとみ「幕末における議奏の政治的浮上について—所司代酒井と議奏「三卿」—」(「文化史学」五七号、二〇〇一年)などを参照。

(44) 宮内庁書陵部編「図書寮典籍解題」歴史編(養徳社、一九五〇年)などを参照。

(45) 宮内庁書陵部所蔵、明一一六。臨時帝室編修局写。
年) の「議奏一覧」を参照。

(46) 歴代の議奏については、「日本史総覽」補巻II(新人物往来社、一九八六年)の「議奏一覧」を参照。

(47) 実際の読みがどのようであつたかは不明。なお公誠自身も、キミシゲ(「公卿人名大事典」・キンミ(明治維新人名辞典))など、一定でない。

(48) 宮内庁書陵部所蔵「久我家記」(四五五一三三)安政三年八月二十日条な

〔付記〕御所蔵史料の閲覧を御許可下さいました興福寺国宝館に深く御礼申し上げます。

ど。

書名	頁数	函架番号	備考
琵琶譜	1帖	161 187	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟?印あり。
蘆声抄 仮名譜	1帖	161 190	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟?印あり。
秦箏譜	1帖	161 188	箱入(水谷川家蔵書印付き)。「麟?印あり。
大家龍笛要錄譜	7冊	161 189	箱入(水谷川家蔵書印付き)。大神景光撰。本奥書:天平8年大江基、天正15年多忠重。 遠藤徹氏「大神流笛譜考」(『日本音楽史研究』1、1995年)、天理大学附属天理図書館図録「特別展 日本の古典音楽」(1992年)等を参照。
龍笛譜 仮名譜	1冊	161 191	箱入(水谷川家蔵書印付き)。
蘆声抄	5帖	161 192	箱入(水谷川家蔵書印付き)。 第1帖:所謂「中原芦声抄」上巻に相当。中原茂政から一色直氏への伝授状(暦応~貞和)の写し有。山口隼正氏「一色直氏と秘曲伝授—手鑑と「中原芦声抄」」(『金沢文庫研究』275、1985年)、上野学園日本音樂資料室展観「中世の音樂資料」(1986年)、「日本古典音樂文献解題」「蘆声抄」の項(講談社1987年)などを参照。 第2帖・第3帖:盤涉調・平調譜。内題:「簫築抄卷第」、本奥書:「応永廿八年二月十三日 安倍季長判」。 第4帖:高麗樂の譜。百合香曲のところに「右安倍季音口伝者也、永正十一年五月十一日書之、以緒判」とある。 第5帖:神樂曲譜。神樂次第、内侍所・春日社・貴布祢社等の先例を記す。「歲人左近衛將監橋以緒」とあり。
鳳笙譜	3帖	161 193	延徳3年豊原繁秋写→一参照。
箏譜	1帖	161 186	譜中に余白部分多い。「柳花園」曲の後に「本 ^(下) 永正十三年三月六日写也、…」とあり。
笛譜	2冊	161 182	内題:「管絃集卷第一」「管眼集卷第一」。
笙譜 付太鼓譜	1帖	161 194	内容は「鳳鳴秘譜」(161 184)に同じ。裏表紙一折目に「尊常」と署名のうえ塗抹跡あり。一乘院門主尊常法親王(1816~1836、光格天皇猶子、実父は伏見宮貞敬親王)所持本か。
鳳鳴秘譜 付太鼓譜	1冊	161 184	内容は「笙譜 付太鼓譜」(161 194)に同じ。書写奥書:「辻右京亮泊宿祢則安門弟 為重(花押)」とあり。「聖知書印」あり。
八拾八曲龍笛仮字譜	1冊	161 183	内容は「龍笛仮名譜」(161 185)に同じ。奥に「善宝」とあり、記名か。
龍笛仮名譜(前後欠)	1冊	161 185	内容は「八拾八曲龍笛仮字譜」(161 183)に同じ。奥に「高彰」とあり。
秦胡要錄	6冊	161 195	箏譜。高松宮本「秦胡要錄」(国立歴史民俗博物館所蔵、さ31)に体裁等近似。 本奥書(全冊):享徳2年洞院実熙・同3年貞常親王による書写奥書。(例)第2冊「享徳二九一四以弁(竹か)圓永徳御作本写之、当流殊為秘々、不可輕忽々々、從一位判(洞院実熙)」。竹園は梶井宮義仁法親王か。貞常親王は箏を、文安年間は四辻季保に、享徳2以降は洞院実熙に師事(「箏秘曲御伝授状」「十三絃秘曲伝受次第」等(図書寮叢刊「伏見宮旧藏樂書集成」一所収))。奥書にみる伝来:義仁親王→洞院実熙→貞常親王。
胡琴教錄	2冊	161 196	本奥書に中原光氏の秘本を書写すとあり。群書類従本と同じ仮名本系。但し文章は伏見宮本(伏1506)に近い(図書寮叢刊「伏見宮旧藏樂書集成」二解題参照)。
鞨鼓譜	1冊	161 197	柏行高・明退の説の引用あり。
樂所補任	2冊	270 561	内容は続群書類従本に同じだが、裏書部分を表の各該當箇所に付箋して記す。春日大社所蔵「樂書補任」は明治以前、一乘院に蔵されたことから(『春日神社記録目録』官幣大社春日神社社務所、1929年)その臨写本か。
笙及箏之譜	2点	161 179	尊賞法親王(1699~1746)筆等。箏譜(折紙1枚)に「享保八癸卯年八月十六日夜於里亭前平宰相行康卿口伝、仍而注之」とあり。→二参照。
樂關係覚書類	5点	161 180	尊賞法親王筆等。和琴や笙の奏法・曲目録などを切紙・折紙に記す。→二参照。
樂譜及び樂關係覚書類	18点	161 181	尊賞法親王筆等。笙譜・笛仮名譜・曲目録・奏法覚えなどを切紙・折紙に記す。→二参照。
春日社年中行事 付春日社法	1冊	109 698	春日大社所蔵「春日社年中行事」(延宝8年)に同じ。
三会定一記	4冊	111 531	廣橋兼秀作原本。第4のみ影写本(興福寺所蔵)。→三参照。
議奏阿野公誠役所日記	4冊	253 455	原本。文久2年11月~同3年3月。→四参照。
阿野公誠宛書状類	10通	C1 209	三条実万・三条実美・三条西季知自筆。→四参照。
織仁親王書状 阿野夷紐宛、 古詩筆写等の事	1通	C1 208	自筆(4月28日)。「有栖川宮日記」天明4年4月29日条に関連記事あり。もとは上の「阿野公誠宛書状類」に混入。